

災害派遣活動にかかる石狩市と航空自衛隊当別分屯基地との協定書

石狩市と航空自衛隊当別分屯基地は、災害に際して相互に連携し、迅速かつ円滑に住民の安全を確保するため、ここに協定を締結する。

平成29年 6月 8日

石 狩 市 長 田 岡 克 介

航空自衛隊

第45警戒群司令

当別分屯基地司令 木 村 真 一

災害派遣活動にかかる石狩市と航空自衛隊当別分屯基地との協定書

石狩市（以下「甲」という。）と航空自衛隊当別分屯基地 第45警戒群（以下「乙」という。）は、災害（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第3項に規定する火災その他の災害をいう。）に際して相互に連携し、迅速かつ円滑に住民の安全を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内的の乙周辺山域において災害が発生し、乙が部隊等を派遣する場合（以下「災害派遣活動」という。）において、災害派遣活動を円滑かつ継続的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、自衛隊法第83条第3項の規定に基づく災害派遣活動を実施する場合に限り適用する。

（災害派遣活動）

第3条 乙が実施する災害派遣活動は、関係法令の規定に基づき、乙の任務に支障のない範囲において可能な限りの人員及び器材を用いて実施するものとする。

（連絡体制の充実）

第4条 甲及び乙は、災害派遣活動時において情報の共有、依頼事項の整理等について支障を来たさぬよう、甲が設置する災害対策本部等に乙の関係者が適宜加わる等必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、平時より情報伝達手段の確保等連絡体制の充実に努めるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に履行するため、必要に応じて双方の関係部署により細部の取り決めを行うとともに、共同で訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して5年とし、以後5年毎に協議を実施し、見直し又は同一の内容をもって継続するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 6月 8日

甲 石狩市花川北6条1丁目30-2
石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩郡当別町字弁華別番外地
航空自衛隊
第45警戒群司令 木 村 真 一
当別分屯基地司令